

印西市市民活動推進条例

～ 逐条解説 ～

印 西 市

〔 平成16年6月18日 〕
〔 条例第 14 号 〕

令和7年8月 改訂

【はじめに】

地方分権の進展に伴って、地方自治の重要性が認識される中、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえた様々な行政課題に対応するため、今地方自治の地域の特色を活かした行政運営が求められており、今後は多くの市民がまちづくりに参画していくことが重要です。

また、平成10年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、これまでの地域の諸活動に加え、地域社会の様々な課題に対して主体的に関わっていこうと、ボランティア・NPOなどの市民活動が年々活発化しており、市民主体のまちづくりをサポートする仕組み、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する仕組みを整えることが強く求められていました。

「印西市市民活動推進条例」は、市民活動の推進と活発化を図るため、市民活動の基本的な考え方や役割分担、具体的な取り組みなど、市民活動の保障を定義し、協働事業や提案・登録制度、また委員会の設置等について定めたもので、市民、市民活動団体、事業者そして市が互いに協力・連携しながら、魅力と活力あるまちづくりを進めていくためのルールです。

この条例によって、市民、市民活動団体、事業者及び市のそれぞれの役割が明確となり、協働のあり方や考え方が整理・共有化されて、社会資源の活用や提案に基づいて実施される事業など、多様な公共サービスの提供がなされ、市民活動の推進・活性化がより一層図られることを期待します。

条例の構成

前 文

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

第 4 条 市民の役割

第 5 条 市民活動団体の役割

第 6 条 事業者の役割

第 7 条 市の役割

第 8 条 社会資源の活用等

第 9 条 協働の機会

第10条 登録等

第11条 委員会の設置

第12条 委員会の組織

第13条 意見等の提出

第14条 進捗状況等の公表

第15条 委任

附 則

(前文)

私たちが暮らす印西市は、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に培われたまちです。また、新しい都市開発により、大きな発展性を秘めたまちでもあります。このような市の特性を活かし、子どもからお年寄りまでが、心豊かに安心して生活できる、人と自然にやさしく暮らしやすいまちをつくることは、私たち市民一人ひとりの願いです。

また、社会が大きく変化する中で、さまざまな課題に対応していくためには、市民自らがまちづくりに関心を持ち、参画していくことが大切です。そのためには、創造性、専門性、柔軟性、多様性等、多くの特性を持つ市民活動が、今後のまちづくりに大きな役割を担っていくことが期待されています。

現在、印西市ではさまざまな市民活動が展開されていますが、今後はさらに市民、市民活動団体、事業者そして市が、それぞれの役割を認識し、対等の立場※で、積極的にアイデアを出し合い、協力及び連携すること、すなわち「協働」が重要となります。

私たちは、この「協働」の意義を認識し、市民活動の活性化と推進を図ることにより、誰もが誇りの持てる魅力あるまちの実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

【考え方】

前文は、市民の想いと、この条例の策定趣旨や目的・理念を強調するものとして設けたものです。

また、「協働」とは何かを明示するとともに、条例制定の背景を示し、印西市の特徴と、これから目指すまちづくりのあり方を分かり易くやさしい言葉で表現しています。

※対等な立場

市民、市民活動団体、事業者（以下【考え方】の文中、「市民、市民活動団体、事業者」を「市民等」とします。）が、行政の監督下にあるような関係ではなく、独立し、自立していくということで、お互いが相手の立場を理解し、尊重し合うということです。

これからの市民参加や協働型社会の促進を図るためには、必要不可欠な関係であると言えます。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び基本事項を定め、市民活動の活性化を図り、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働し、魅力と活力ある地域社会の発展※に寄与することを目的とする。

【考え方】

地方分権の進展に伴って、地方自治の地域の特色を活かした行政運営が求められている中、市民ニーズの多様化・高度化を踏まえた、時代にふさわしい個性豊かで活力ある地域社会を形成していくためには、多くの市民がまちづくりに参画し、市民と行政とが協力及び連携する協働型社会の構築が必要となります。そして、市民等が主体的、自主的に行う

市民活動が果たす役割は極めて大きく、これからますます重要になると考えられます。

この条例制定は、市民活動を推進・活性化するための基本理念や基本事項を定め、市民や行政がそれぞれの役割のもと、対等なパートナーとして協働し、知恵や力を出し合いながら、魅力と活力ある地域社会の発展を目指していくことを目的としています。

※地域社会の発展

市民が、積極的、創造的に健康な生活が営める自助、互助、公助による安全、安心なまちを目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が互いに協力し、地域社会のさまざまな課題※に向かつて主体的、自主的に取り組む営利を目的としない開かれた活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を主たる目的とするもの及び選挙に関する活動を目的とするものを除く。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、市民活動を行おうとするものをいう。
- (4) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めることをいう。
- (5) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。

【考え方】

この条例による用語の定義を規定するものです。

[第1号「市民活動」]

一般的に「市民活動」とは、市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動の意味であり、生涯学習や個人の趣味的な活動、共益的・互助的な活動（構成員相互の利益を目的とした活動）や社会貢献的な活動（社会・地域の課題解決を目的とした活動）など幅広いものですが、本条例における市民活動とは、非営利※で市民の不特定且つ多数の者の利益の増進を目的とし、市民や社会に対し開かれた活動をいうものです。

また、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動、特定の候補者を推薦・支持する選挙活動を除くのは、NPO法（平成10年12月1日施行）にも定められているものですが、行政が特定の宗教を広める活動や政治主義を広める活動を対象に協働や支援・助成を行うのは妥当ではないと考えるからです。

※地域社会のさまざまな課題

少子高齢化や医療・福祉、教育、環境、交通、国際化など、更には高度化する情報化社会への対応、希薄化するコミュニティ、防犯対策などの様々な課題が考えられます。

※非営利

市民活動やNPO活動の基本である「非営利」とは、NPO法でも定められていますが、活動から収益を生み出すことを禁止するということではなく、活動で得た利益を設立者や構成員などの関係者に配分しないという意味です。活動で得た利益を本来の目的である市民活動や次の事業展開へ充当するのであれば、収益事業を行えないということではありません。

また、NPOや市民活動団体は、社会に貢献する市民活動を、組織的・継続的に行うものですので、提供するサービスに見合った役員報酬や対価は認められるものです。

[第2号「市民活動団体」]

第1号で定義する市民活動を行う団体やグループをいうものです。また、NPOなどの法人格の有無は問わないものです。

なお、町内会・自治会等については、地域によって異なりますが、祭などの催しや、災害時の相互協力、防犯活動、美化活動など、幅広い活動が展開されています。この条例においては、町内会・自治会等が行っている様々な公益的な活動からみて、広い意味で市民活動として位置づけられるものと考えます。

また、生涯学習や趣味、自己実現を主たる目的に行う団体については対象外になるものと考えられますが、これらの団体であっても、この条例で定義する市民活動を行おうとする団体については対象になるものと考えます。

[第3号「事業者」]

一般的に「事業者」とは、専ら営利を目的とする事業や活動を行う個人又は法人をいいますが、本条例における事業者は、第1号で定義する市民活動を行おうとする意志のあるものをいうものです。

また、大学などの学校や特殊法人も広く事業者の一つとして捉えるものです。

[第4号「協働」]

市民等と市がそれぞれの役割を自覚して、自主的な行動に基づき、お互いに良きパートナーとして協力（補い合い）、連携（知恵や力を出し合い）しながらまちづくりに取り組むことをいうものです。

[第5号「社会資源」]

市民等と市は、時間、知恵、資金、場所、情報、技法など様々な資源を持っています。これらは、通常は自分たちのために使われていますが、それを「社会に開き、みんなのために使う」ことで、その資源は皆のものになり、市民活動の源になり、未来を生み出す糧となるものです。

（基本理念）

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、創造性、専門性、柔軟性、多様性等市民活動の持つ特性を活かし、協働のもと、地域社会の発展に努めなければならない。

2 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民活動が魅力と活力ある地域社会の形成に向けて重要な役割を果たすことを深く認識するとともに、市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

【考え方】

〔第1項〕

市民等と市は、市民活動の持つ特性（創造性、専門性、多様性、地域性、先駆性、柔軟性、機敏性、国際性、地縁・知縁性など）を活かし、協力及び連携しながら、魅力と活力ある地域社会（安全で安心なまち・・・多様な市民ニーズに柔軟に対応した、多元的な選択肢のある地域社会）を作り上げるよう努めることを規定するものです。

〔第2項〕

市民等と市は、魅力と活力ある地域社会の形成に向けて、市民活動がその担い手として重要な役割を果たすことを認識するものです。

また、市民活動は、市民等の自発的な参加によって行われ、その自主性や自立性は最大限尊重されなければなりません。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力を努めるものとする。

【考え方】

市民は、市民自身がまちづくりの主体であることを確認し、市民活動がまちづくりに重要な役割を果たすことを認識し、市民活動に対し様々な形で参加、協力していくことに努めることを規定するものです。

ただし、その参加や協力が強要されたり、義務とされるものでなく、あくまでも市民の自発性・主体性に基づき行われることが前提となります。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、第3条の基本理念に基づき、その活動に伴う社会的責任を自覚し、活動内容が広く市民に開かれ、理解されるよう努めるものとする。

【考え方】

まちづくりの主体となる市民で構成し展開する市民活動団体の役割は、まちづくりにおける団体自身の役割と自己責任を自覚して、その活動を行わなければなりません。そして、社会的な認知を受けるためにも、活動の内容を常に広く市民に公開し、理解を得るよう努めることを規定するものです。

なお、直接参加・参画できない場合であっても市民活動の趣旨に賛同し、寄附や後援活動などの支援をしていくことも考えられます。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、市民活動の意義を理解するとともに、市民活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

【考え方】

事業者は、市民活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、様々な形で市民活動に自発的に参加、協力するよう努めることを規定するものです。

事業者は、製品やサービスの供給、雇用の創出、納税などによって十分にその社会的な責務を果たしています。しかし、事業者においても、現在の社会状況の中にあっては、地域社会の一員として社会貢献活動に取り組むことが求められています。

例えば、場所（会議室や展示ホールなど）や人材の提供、備品の貸し出し、寄附、融資などの様々な形で参加、協力することが考えられます。

ただし、市民同様その参加や協力はあくまで自主的で自発的なものであり、強要されたり義務とするものではありません。

(市の役割)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、市民活動を推進するための総合的な施策の実施に努めるものとする。

2 前項の規定で定める施策の実施は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する助成に関すること。
- (4) 協働の取り組み及び相互の交流に関すること。
- (5) 市民、市民活動団体、事業者及び市職員に対する市民活動の啓発及び研修に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を推進するために必要な事項

【考え方】

[第1項]

まちづくりは、今まで行政が主体となっていて行ってきましたが、今後のまちづくりにおいては市民等の参加・参画を得て、協働して進めていかなければなりません。そのために、市民活動の推進に向けて市が果たす役割は非常に大きく、市は、市民活動を推進するための総合的な施策の実施に努めることを規定するものです。

[第2項]

第1項で規定する施策の実施事項について具体的に定めるものです。

[第2項第1号（活動の場所の整備）]

市民活動団体の自立を支援し、市民活動が活発に行われるための場所・環境面の整備と充実を図っていくものです。

市では、市民活動団体の活動拠点として、平成14年1月に印西市市民活動支援センターを開設し、市民活動に関する様々な情報提供や各種相談を実施しております。令和7年4月1日からはコスモスパレットのパレットⅡに移転し、より一層支援センターの運営強化・充実を図っていきたいと考えております。

[第2項第2号（情報の収集及び提供）]

市民活動や活動団体、また他自治体の市民活動に関するあらゆる情報の収集を行い、そして積極的に提供していくものです。

[第2項第3号（助成）]

市民活動を行うものに対する「助成」とは、助成金の交付や市税（法人市民税や固定資産税）、公共施設の使用料の減免措置などを実施していくものです。

[第2項第4号（協働の取り組み及び相互の交流）]

第9条に規定する「協働の機会」について検討し実施するものです。

また、市民等と市の相互の交流について、市民活動に関するシンポジウムや講演会、交流会等の機会を積極的に企画・設定し開催するものです。

[第2項第5号（啓発及び研修）]

市民活動及び協働の重要性についての理解、認識を深め、互いに協働のパートナーとしてふさわしくなるよう、市民等や市職員に対する啓発や研修を企画し、実施するものです。

[第2項第6号（その他市民活動を推進するために必要な事項）]

第11条に規定する推進委員会からの答申や提案のあった事項について検討し、実施するものです。また、その他市民活動を推進するために必要と思われる事項についても検討し、実施します。

（社会資源の活用等）

第8条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、それぞれが社会資源を創出し、提供し、活用する。

【考え方】

第2条第5号に定義する「社会資源」について、市民等は、各々が創出、提供、活用することを規定するものです。

社会資源を豊かにしていくために、各々が所有する様々な資源（時間、知恵、資金、場所、情報、技法など）について、可能な範囲で、市民活動に関わるもののために、新しく作り出していくこと、皆で提供しあうこと、そしてそれらを有効に活用していくという考え方です。

（協働の機会）

第9条 市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、市民活動の持つ特性を活かせる分野において、協働の機会が開かれるよう努めるものとする。

2 市民、市民活動団体及び事業者は、協働の機会について市長に提案することができる。

【考え方】

[第1項]

第7条第2項第4号に規定する市の施策として掲げる「協働の取り組み」のうち、「協働の機会」について規定するものです。

「協働の機会」とは、第2条第4号で定義する「協働」の意義に基づき、これまで行ってきた行政サービスにおいて、市民活動の特性（創造性、専門性、多様性、地域性、先駆性、柔軟性、機敏性、国際性、地縁・知縁性など）を活かせる分野において、市民等が担い手となり事業を展開することです。そして、市はこういった協働の機会を積極的に提供していこうとするものです。市民等が担い手となって行う事業が広く展開されることで、公益の増進と市民活動の活性化が図られるものと考えられます。

例えば、協働の機会として進めていく具体的な手法としては、事業委託、事業協力、協定、情報・意見交換、企画立案への参画、実行委員会、共催、後援、補助、公共施設の提供など、様々な形態が考えられます。

しかし、市が行う全ての事業が協働の機会として提供されるということではなく、市の

各担当部署が所掌する事業の効率性や効果などを勘案した上で取り組むものです。

～協働事業の例示～

▼市民等を中心に実施した方が効率性・効果が高い事業

- ・ 公の施設の管理運営（コミュニティセンターなど）
- ・ 市民参加型のイベント、まつり

▼市民等が持つ専門性を活かす事業

- ・ 市内の歴史等の調査、研究
- ・ 自然環境に関する調査、研究
- ・ 医療、福祉、子育て支援の実施事業など

▼市民等が持つ地域性を活かす事業

- ・ 街区公園、道路の清掃などの環境整備、管理など

[第2項]

市民等が市長に対し、第1項に規定する「協働の機会」について、提案できることを保障するものです。

既に、まちづくりや医療・福祉、環境、男女共同などの様々な分野で、市民活動団体と市との間で協働事業として位置付けられるような事業が実施されていますが、市からの発案だけでなく、市民等からの提案を積極的に取り入れることを規定しています。なお、提案しようとする市民等は、市に登録する必要があります。⇒第10条（登録等）

どのような提案ができるのかについては、特に分野や事業規模について制限は設けず、また新たな事業の提案だけではなく、既に行政が実施している事業に関連する提案も可能となりますが、市民活動の意義に反するものや、市に対する一方的な要望、単なる思いつきなどは提案としてそぐわないものと考えます。

～提案制度の効果・メリット～

提案されたことが事業化されれば、提案者の持つ専門性が発揮され、より質の高い行政サービスが展開されることとなります。また、市の事業に提案が生かされたことによって、市民参画や住民自治意識の高まりが効果として考えられます。

また、提案者にとっても、提案されたことが事業化されれば、提案者が提案に込めた想いを多くの人々にアピールすることができ、信頼性が増すことも考えられます。

(登録等)

第10条 前条に規定する協働の機会に参加又は提案しようとする市民、市民活動団体及び事業者は、規則で定める申請書を市長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を提出する者が、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるときは、登録をしないものとする。

3 市長は、登録を決定したときは、その申請の内容について公開するものとする。

4 市長は、第1項の規定により登録された市民、市民活動団体及び事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第1号に規定する市民活動の意義に反する活動を行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録をしたとき。

【考え方】

[第1項]

第9条に規定する「協働の機会」に参加又は提案しようとする市民等は、市に事前に登録をしなければならないことを規定するものです。しかし、登録をしなければ市民活動が出来ないという訳ではありません。

協働の機会に参加する市民等は、市民に対する行政サービスの提供を行うことになることから、その社会的責任と遂行する責務を自覚し、その所在や活動の目的、内容を明らかにする必要があるため、登録制度を実施するものです。

登録をすることにより、協働の機会に参加又は提案を行うことができるほか、当該団体の情報発信とネットワークづくりに活かされ、団体の活性化に繋がります。

なお、登録に関する具体的な要件や申請手続きについては、別に規則で定めることとしています。

[第2項]

第1項に規定する申請書を提出する者が、公の秩序又は善良の風俗が乱すおそれがあると認められる場合、また、かたり（にせ）のNPOや活動団体においては、登録を認めないとするものです。

[第3項]

登録された情報について、広く市民に公開、提供を行うものです。

登録の決定については、提出された申請書による書類審査を経て、市長が決定するものですが、団体等の実態までの審査を行うことは困難ですので、市民に公開することによって、市民による二重のチェック機能を有するものです。

[第4項]

第1項に規定する登録された市民等に対する登録の取り消しについて、その要件を規定するものです。

[第4項第1号]

第2条第1号に規定する市民活動の意義に反する活動を行ったとき、登録を取り消するものです。

[第4項第2号]

申請の内容が偽り、不正の手段により登録されたとき、登録を取り消しするものです。

（委員会の設置）

第 11 条 市民活動の推進に関して、必要な事項を調査審議するため、印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1） 第 9 条に規定する協働の機会に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

3 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見又は提案することができる。

【考え方】

[第 1 項]

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項（委員会、委員及び附属機関の設置）に基づき、行政機関の附属機関として、市民活動推進委員会の設置を規定するものです。

委員会は、主に専門的見地から、第 9 条に規定する「協働の機会」について、提案された事業の必要性、有効性等の調査・審議、また市民活動の推進に関する総合的な施策についての検討・協議などを行います。

[第 2 項]

委員会は、市長の諮問に応じて、以下に掲げる事項について調査審議し、答申を行うものです。

[第 2 項第 1 号]

第 9 条に規定する「協働の機会」の提案された事業内容について、事業期間や予算、人員などの規模・範囲、実現性、公益性、費用対効果などについて、関連課も含め、調査審議するものです。

[第 2 項第 2 号]

そのほか、市民活動の推進に関する全般的な事項について調査審議するものです。

[第 3 項]

委員会は、自ら会議を開催し、市民活動の推進に関し、市長に対して意見や提案を行うことができるものです。

なお、「市政情報の公表及び提供の積極的な推進に関する要綱」の規定に基づき、会議の公開及び情報の公表について積極的に実施するよう努めます。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条及び前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

【考え方】

[第1項]

委員会の定数及び委員構成を規定するものです。

委員15人以内の構成については、公正を確保し、幅広く市民の意見を反映させることができるよう、第1号に公募により選出された市民、第2号、第3号に本条例で定義する市民活動団体、事業者の各関係者、そして第4号に、この条例と市の市民活動に関する施策について、専門的見地から指導・助言等を行えるものとして学識経験者を委員として委嘱します。第5号には、その他市長が認める者として、市民等と市は対等の立場という観点から市職員の任命などが考えられます。

[第2項] 委員の任期を規定するものです。

[第3項] そのほか、委員会の運営について必要な事項は、別に規則で規定するものです。

(意見等の提出)

第13条 市長は、市民活動の推進に関する施策について、市民、市民活動団体及び事業者から意見等の提出があった場合は、必要に応じ委員会に報告するとともに、調査及び検討し、適切な対応を行うものとする。

【考え方】

市民活動の推進に関する施策を展開していく中で、市民等から建設的な意見や要望などがなされた場合、関連課と協議・調整を行い、早急に対応できるものについては実施し、必要性を見極めてどのように対応すべきかを委員会に報告又は審議を行い、その結果を踏まえ、施策や計画等に反映させていくものです。

また、市長は市民等に対し、これらの経緯や検討結果の説明を行う責任があり、第14条に規定する公表を行います。

また、意見等は市民であれば、誰でも行えるものであり、第9条で規定する提案については、協働の機会に関する提案であり、それには登録が必要となるものです。

(進捗状況等の公表)

第14条 市長は、この条例に基づく施策及び市民活動の進捗状況等について、適切な方法により公表する。

【考え方】

市長は、「市政情報の公表及び提供の積極的な推進に関する要綱」に基づいて、市民に対し、政策関連や活動状況等の情報を積極的に公表、提供することを規定するものです。

具体的には、この条例に基づく登録に関すること、協働の機会についての提案に関すること、委員会の会議に関すること、助成事業に関すること、更には市民等からの意見に関する対応などを適切な方法で公表していくことにより、情報の共有化が図られ、市民活動の推進、活性化につながるものと考えます。

また、市民活動の進捗状況などとは、委員会の提案・答申について、どう対応したか、それをどう活かされたか、どう施策に反映されたかを含め公表するものです。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【考え方】

この条例の施行に関して必要な事項は、規則等で別に定めることを規定するものです。

施行規則では、「登録」、「登録の変更」、「登録の取消し」、「提案の手続き」、「委員会の運営」などについて規定しております。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

【考え方】

この条例を平成16年7月1日から施行することを規定するものです。